

1 はじめに

本校では、「いじめは重大な人権侵害である」との認識を、学校の教育活動全体を通じて生徒一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくり・学級づくりを進めていきます。そのような学校・学級の土台となるものが、生徒一人一人の意見が尊重され、「仲間との絆」の構築と、「居場所」づくりであると考えます。そのために、日々の授業、学校行事や生徒会活動、部活動等などにおける共感的な人間関係に基づいた社会性や人間関係力の育成を重点に据えながら、生徒が健やかに成長できる学校環境づくりを大切にします。

すべての明桜中学生が安心して生活し、共に学びあうことができ笑顔あふれる学校を目指し、家庭・地域の連携のもとに、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置・対応を図るため、本基本方針を定めました。

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策第2条に規定されているように、以下のように捉えます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないように、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていきます。具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はズレにされたり、集団によって無視されたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。等

4 いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態は、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止等のための基本的な考え方

- ① いじめ防止等の対策は、すべての生徒に関する問題であることを強く認識し、子どもたちが安心して学校の教育活動に取り組むことができるように、学校、保護者、地域が一体となって、いじめが行われない環境を構築していきます。
- ② いじめ防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知ったとき、それをそのままに見て見ないことにすることがないように、生徒自身が自らの問題として考え、行動できる子どもたちを育てていきます。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要です。いじめ防止は、本校の最重要課題として位置づけ、決して、一人の教職員が抱え込むことなく学校全体で取り組んでいきます。
- ④ 北区、教育委員会、保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻く関係者全体でいじめ問題に取り組む体制を構築していきます。

合言葉は、

『学校・家庭が安心・安全なところ 学校・家庭での居場所づくり
一人で悩まず、まず、ほう・れん・そう 』



6 いじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための常設の組織として「**明桜中学校いじめ防止推進委員会**」を設置します。本委員会は、「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめ防止に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担う組織です。

(2) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、**校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、経営推進主任各学年主任、特別支援学級主任、日本語学級主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、事務主任**とします。また、個々のいじめ事案の対処にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とします。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心理や福祉の専門家等、関係諸機関の専門家により構成し、チームとして取り組みます。

★その他、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、
家庭・地域との連携などについては、こちらから→



令和7年度・明桜中学校いじめ防止のための年間指導計画

月	学校行事等	いじめに関する取組内容	学校組織の対応
4月	始業式・入学式 土曜授業①(19) 土曜公開、保護者会(26)	相談窓口一覧配布① 変化気付き強化週間(5/7～13)	いじめ対策委員会 校内研修会① 学校いじめ基本方針等の内容確認
5月	教育実習期間 カップまつり(18) 体育祭準備期間・体育祭(25)	いじめに関する授業① WEBQU①	保護者会① いじめ基本方針の周知・HP公開
6月	生徒総会(6)・土曜授業②(7) 定期考査①(17～19) 6組宿泊学習(19・20)	生活アンケート① SOSの出し方②	学校評議員会①・6校連 いじめ基本方針の確認・協力要請
7月	3年修学旅行(1～3) 土曜授業③(5) 夏季休業日始・三者面談	相談窓口一覧配布②	校内研修会② WEBQUの分析、カンセリグマインド
8月	1年岩井臨海学園(8～10) 夏季休業日終		三者面談① 個別相談等、情報共有
9月	2年EC那須(2～4) 定期考査②(11・12) 土曜授業④・生徒会役員選挙	変化気付き強化週間(9/1～5) いじめに関する授業②	校内研修会③ 重大事態への対応等
10月	終業式・2学期始業式 文化祭準備期間・文化祭(25)	WEBQU② 生活アンケート②	学校評議員会②・6校連 進捗説明、情報共有
11月	定期考査③(6・7) 豊島大運動会(9)	SOSの出し方③	三者面談② 個別相談等、情報共有
12月	三者面談(1～5) 2年職場体験(10～12) 入試相談日(15)・冬季休業日始	相談窓口一覧配布③ 変化気付き強化週間(1/8～14)	学校評議員会③・6校連 1年間のまとめ、方針の見直し
1月	冬季休業日終 土曜授業⑤(10) 都内私立推薦・都立推薦入試	いじめに関する授業③ 生活アンケート③	校内研修会④ 本年度のいじめ対応の見直し反省
2月	都内私立一般・都立一般入試 土曜授業⑥(14) 定期考査④(24～26)	SOSの出し方④	
3月	卒業式(19)・保護者会(21) 修了式(25)	相談窓口一覧配布④	いじめ対策委員会 いじめ基本方針の見直し・策定

いじめ防止推進委員会（定期開催・随時開催）

いじめサインの発見シート

政府広報・いじめのサイン発見シート参照
監修・森田洋司氏（大阪市立大学名誉教授）



朝（登校時）

- ☐朝起きてこない。布団からなかなかでてこない。
- ☐朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐遅刻や早退が増えた。
- ☐食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。

夜間（就寝後）

- ☐寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐学校で使うものが無くなったり、こわれている。
- ☐教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐服が汚れていたり、破れていたりする。

ふだんの生活と違う様子があれば、学校へ相談を！

夕（下校後）

- ☐携帯電話やメールの着信音におびえる。
- ☐勉強をしなくなる。集中力がでない。
- ☐家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ☐親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜（就寝前）

- ☐表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ささいなことでイライラしたり、ものに当たったりする。
- ☐学校や友達の話が減った。
- ☐パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。